

第10号議案

中間市行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成24年3月6日提出

中間市長 松下 俊男

中間市行政改革推進委員会設置条例等の一部を改正する条例

(中間市行政改革推進委員会設置条例の一部改正)

第1条 中間市行政改革推進委員会設置条例(昭和60年中間市条例第19号)の一部を次のように改正する。

第6条中「総合まちづくり課」を「企画政策課」に改める。

(中間市次世代育成支援対策地域協議会条例の一部改正)

第2条 中間市次世代育成支援対策地域協議会条例(平成17年中間市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第9条中「こどもと福祉の課」を「こども未来課」に改める。

(中間市障害福祉計画策定委員会条例の一部改正)

第3条 中間市障害福祉計画策定委員会条例(平成18年中間市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第7条中「介護保険課」を「福祉支援課」に改める。

(中間市保育行政審議会条例の一部改正)

第4条 中間市保育行政審議会条例(平成7年中間市条例第32号)の一部を次のように改正する。

第9条中「こどもと福祉の課」を「こども未来課」に改める。

(中間市水防協議会条例の一部改正)

第5条 中間市水防協議会条例(昭和62年中間市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第7条中「総務課」を「総務部安全安心まちづくり課」に改める。

(中間市青少年問題協議会条例の一部改正)

第6条 中間市青少年問題協議会条例(昭和38年中間市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第8条中「教育委員会教育部生涯学習課」を「総務部安全安心まちづくり課」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

中間市行政改革推進委員会設置条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則 (庶務) 第6条 委員会の庶務は、総務部<u>企画政策課</u>において処理する。</p>	<p>本則 (庶務) 第6条 委員会の庶務は、総務部<u>総合まちづくり課</u>において処理する。</p>

中間市次世代育成支援対策地域協議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則 (庶務) 第9条 協議会の庶務は、保健福祉部<u>こども未来課</u>において処理する。</p>	<p>本則 (庶務) 第9条 協議会の庶務は、保健福祉部<u>こどもと福祉の課</u>において処理する。</p>

中間市障害福祉計画策定委員会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則 (事務局) 第7条 委員会の事務局は、保健福祉部<u>福祉支援課</u>に置く。</p>	<p>本則 (事務局) 第7条 委員会の事務局は、保健福祉部<u>介護保険課</u>に置く。</p>

中間市保育行政審議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則 (庶務) 第9条 審議会の庶務は、保健福祉部<u>こども未来課</u>において処理する。</p>	<p>本則 (庶務) 第9条 審議会の庶務は、保健福祉部<u>こどもと福祉の課</u>において処理する。</p>

中間市水防協議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則 (庶務) 第7条 協議会の庶務は、<u>総務部安全安心まちづくり課</u>において行う。</p>	<p>本則 (庶務) 第7条 協議会の庶務は、<u>総務課</u>において行う。</p>

中間市青少年問題協議会条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>本則 (庶務) 第8条 協議会の庶務は、<u>総務部安全安心まちづくり課</u>において処理する。</p>	<p>本則 (庶務) 第8条 協議会の庶務は、<u>教育委員会教育部生涯学習課</u>において処理する。</p>